

## 1 平和について

### (1) 被爆の実相を伝えるとしているが、具体的に何をどのように伝えていこうとしているのか

被爆の実相とは、1945年8月6日、米国によって1発の原子爆弾が広島に投下された直後の惨状です。投下直後に立ち上ったきの雲の下で10代の女学生や男子学生を始めとする無辜の市民が一瞬にして命を奪われ、黒焦げの死体となり、その年の暮れまでにかけがえのない14万人ものとうとい命が奪われました。

世界中の多くの人々にこのような惨状を知っていただき、核兵器の非人道性を深く理解してもらうこと、そして、被爆者を始めとする広島市民が核兵器の廃絶を心から願っていることを理解していただくようにしているところです。このため、本市では、平和記念資料館の運営や被爆体験講話の実施、被爆体験伝承者の養成、被爆建物等の保存・継承など、被爆の実相を守り、広め、伝えるための取り組みを実施しています。

### (2) ピースボランティアについて、平均年齢が65歳であり、10年後、20年後を考えたとき、今の体制が維持できるとは思えない、なぜピースボランティアでなければならないのか、若い方をプロのガイドとして育ててはどうか

先日、村上議員にも御答弁申し上げましたとおり、本市では、平成11年度から平和記念資料館の展示や平和記念公園の慰靈碑等の解説を行うヒロシマピースボランティアを配置しており、現在225名の方に登録をいただいている。

このピースボランティア制度は、来館者が解説を受け質問できるだけでなく、来館者に平和記念資料館の展示解説などをすることで、ボランティア自身がヒロシマを知ることもできるというメリットがあり、被爆体験の継承にもつながるものとして導入したものです。ボランティアの人数は、制度開始以降、順調に拡大し、この10年は200人規模を確保してきています。ピースボランティアの平均年齢は約65歳となっていますが、40代以下の方も23人おられます。被爆体験の次世代の継承という観点から、今後の公募に当たっては若い方々の応募が増加するよう、周知方法等を工夫してまいりたいと考えています。

ピースボランティアは平和への意識も高く、その熱心な解説を受けた利用者からも高い評価をいただいている、制度として定着しています。本市としては、今後とも、このピースボランティアのさらなる質の向上を図るとともに、その活動を最大限に活用することで、被爆の実相を多くの人々に伝えてまいります。

### (3) 平和記念資料館とアウシュビッツ国立博物館の連携の具体的な内容について

今月3日に平和記念資料館長がアウシュビッツ国立博物館を訪問し、同館の副館長と面会しました。その中で副館長から、アウシュビッツ国立博物館の資料の保存方法や次世代への継承

方策等に関する知識・ノウハウを提供するため、平和記念資料館職員の受け入れについて提案があり、その実現に向けて、今後、両者で事務的な調整を進めていくことになったものです。

(4) 湯崎知事が5月に欧州を訪問し、ローマ法王に謁見して、広島訪問を要望し、あわせて欧州の3研究所と協定を結んだと報道されている。これらの県の動きについて、市のかかわり、あるいは平和行政の県と市の役割分担、すみ分けはどうか

湯崎知事が5月に欧州を訪問し、ローマ法王へ広島訪問を要望されたこと、及び平和研究機関と協定を結ばれたことについては、事前に情報提供は受けていました。

次に、平和行政における県、市の役割分担ですが、本市では被爆者の体験や平和への思いを世界中の社会が共有し、核兵器の廃絶に向けた世論形成を促すため、被爆の実相を守り、広め、伝えるをスローガンとして、さまざまな取り組みを行っています。一方、県では、平成23年度に策定された国際平和拠点ひろしま構想に基づき、核兵器廃絶に向けた各国の核軍縮・不拡散の取り組み状況の調査研究等に加え、国外の復興・平和構築に向けた人材育成等、広島から平和を発信するための取り組みを行っています。このように、県、市の取り組みは、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けたものであることは共通していますが、それぞれのアプローチを異にすることから、相互に補完しながら連携していくこととしています。

## 2 広島市の平和教育等について

権限移譲後の県費負担教職員の勤務状況については、本市の職員の基準に準ずるとの答弁があったが、それには8月6日の休日も含まれていたのか

議員御指摘の答弁は、本年2月議会において中森議員からあった、県費負担教職員制度の権限移譲に伴い、勤務条件が低下するものはないか、あるとすればどういうものかとの御質問にに対するもので、答弁の中では給与や諸手当等については本市の制度に合わせることを基本としている旨をお答えしたものです。したがって、8月6日の取り扱いについては、直接的には言及しておりませんが、理論的にはこの本市の制度の中には勤務条件となる8月6日の取り扱いも含まれていることとなります。

(1) 8月6日の登校日がなくなっても平和教育が後退するわけではないと新聞には教育委員会のコメントが掲載されていたが、後退しないとする根拠は何か

各学校においては、小学校から高等学校までの12年間を見通した平和教育プログラムに基づき、発達段階に応じて、小学校低学年では被爆の実相、生命のとうとさや人間愛、高学年では被爆の実相や復興の過程、中学校では世界平和にかかわる問題、そして高等学校では世界平和の実現といった内容について、計画的、系統的に学習をしております。こうした学習を通して、8月6日は広島市民にとって、平和を希求し犠牲者の追悼を行う意義深い日であり、歴史的、社会的にも特別な意義を有している日であることも学んでおります。

8月6日が休日となることで教員が勤務できなくなり、その日に平和学習ができなくなるとしても、プログラムに基づいて取り組んでいる児童生徒の平和教育が損なわれることはなく、他の日に振りかえて平和学習等を行うことができるということで、学校現場の了解を得ているという意味で後退しないとしたものでございます。

**(2) 原爆投下の年や日時の正解率に目標値はあるのか、また、原爆投下の基本的な知識は着実に定着しているのか**

本市における平和教育は、児童生徒が被爆の実相等の事実を捉え、その事実を通して未来を志向し、平和で持続可能な社会の形成者としての必要な知識や能力を身につけることを目的としています。原爆投下の年や日時についての基本的な知識の習得は、この目的を達成するためのいわば重要な手段であり、かつ、不可欠な要素であると考えています。したがって、目標値を設定しなければならないという性格のものとは考えておりませんが、平成27年度の調査結果では、これまでの中で最も高い正解率ではあったものの、引き続き、基本的な知識の確実な定着を目指して、平和教育の取り組みの充実に努めていきたいと考えております。

**(3) 今後、広島市の平和教育の取り組みをどのように進めるのか、また、条例改正など必要な措置をとり、今後も8月6日を登校日とすることについてどう考えるのか**

8月6日の取り扱いについては、これまで御答弁しているように、県費負担教職員制度の権限移譲の過程で、教員が平和学習等に従事できないか、国とも協議をしたところ、その段階では解決策が見出せなかっただけで、児童生徒の平和教育に取り組んでいる学校関係者に事情を説明し、対応方法について了解が得られたことから、一旦現在の取り扱いで整理を行いました。しかしながら、核兵器禁止条約の制定交渉会議が進展する中で、これまで以上に8月6日に対する国際的な注目が集まるようになり、一旦整理した平和学習の取り扱いについて関心が高まってきたため、改めて検討を加えておいたほうがよいのではと考え、関係法令の解釈による対応の余地を探るべく、改めて国等と協議を行いたいと考えております。

**(4) 退職手当債はいつから交付税措置をされるようになったのか**

退職手当債は、年度ごとの実際の退職手当の額に対し、基準財政需要額に算入される額が不足する場合に発行できるものです。その償還額に相当する金額は長期的には交付税で措置されることになり、その取り扱いについては、退職手当債制度導入当初から変わっておりません。

### **3 中央市場について**

**(1) 平成29年度から発行する入場証の料金を中央市場連合会が徴収する際の名目は何か**

今年度から中央市場連合会、以下、連合会と言わせていただきますが、場内入場車両整理のために徴収することになった徴収金の名目は、先日開かれた連合会総会資料を確認しますと、入

場証交付等体制整備手数料となっております。

(2) 広島市が委託した業務で料金を徴収すること、さらには徴収金の大半が市OB職員の人工費に充てられることは問題ないのか、今後も入場証発行からの一連の業務を継続していくのか

中央市場の駐車場の利用については、これまで市場を利用する目的のない不法駐車や、決められた駐車エリアを守らないことによる荷さばきへの支障、大型トラック等の路上駐車などの問題がございました。

本市としては、円滑な市場運営の支障となるこうした実態への対応は長年の懸案事項であることから、平成26年度から連合会に呼びかけ検討した結果、本年4月から、本市においては、市場を利用する目的のない部外者車両の入場防止や、入場資格があっても駐車区画を守らない車両へ対応するため、資格確認・入場証発行の業務を連合会に委託するとともに、改めて駐車を部門ごとのエリア、一般利用者も含めたその他のエリアの区分けを明示したところでございます。

これにあわせて、連合会におかれましては、市からの委託業務を円滑に実施するために、傘下の会員に、決められた部門ごとのエリアへの駐車の誘導とその後のフォローについてのルールの徹底を図るとともに、巡回監視などを行っていくこととされたものと承知しております。

その中で、連合会は組織内の対応として、こうした取り組みを行うに当たり、自主的に行うこととした巡回監視にかかる費用や事務局体制強化に必要な費用を賄うため、関係者からこのたびの徴収を行うこととしたと報告を受けておるところでございます。

ところで、連合会の専務理事として市OB職員が就職した件でございますけれども、連合会によれば、この職員の市場長としての働きぶり等を評価され、連合会の業務を円滑に行っていただける人であるとともに、とりわけ場内関係事業者にとって極めて重要事項である新市場建設に向けての貢献が期待できる方として就任いただいたと聞いているところでございます。この専務理事に係る人工費につきましては、連合会の会費収入等の中で賄われていると承知しております。

本市の業務委託は、先ほど申し上げましたように、長年の懸案課題の改善策の一つであり、また、連合会の取り組みや本市からの業務の委託を契機に、みずからが主体的に始められたものであることから、引き続き取り組んでいただくことになると考えております。

(3) 新たに広くなった連合会の事務所が減免となった理由は何か

このたび、連合会から初めて本市に使用料の免除申請がございました。そのことについて連合会に確認したところ、場内駐車車両の管理や新市場建設について市との調整などに本腰を入れて取り組むに当たり、改めて市からの支援が得られないかと検討したところ、市場内の緊密な連携と調和により、市場の健全かつ円滑な運営と秩序の保持を図り、もって市場全般の発展を促進することを目的として事業を行っている連合会は、公共性、公益性にかなうことから、優遇措置が得られるのではないかと考え申請したとのことでございました。本市としましては、

免除申請を審査した結果、連合会の活動は公共性、公益性にそぐうものと判断し、使用料の免除を決定したものでございます。

**(4) 連合会の建てかえのための体制強化で市OB職員を迎えたが、市は連合会とどのような連携で建てかえを進めていくのか**

市としては、中央市場のできるだけ早期に現地での全棟建てかえを目指しており、これには場内関係事業者等との円滑な合意形成が重要であると考えております。一方、連合会は、青果、水産、花卉各部の卸売業者、仲卸業者、売買参加者や関連事業者にまたがり、かつ、100を超えるさまざまな事業者、団体により構成されていることから、新市場の建設を円滑に進める上で、連合会による意見集約や調整が極めて重要になってまいります。

そのような中で、このたび市場業務に精通した前市場長が連合会に就職されたということでもありますので、場内関係事業者の多様な意見を調整し、取りまとめていただくことを期待しているところです。

いずれにいたしましても、連合会と本市が互いにしっかりと連携していくことで、よりよい新市場をつくり上げていきたいと考えております。

## **4 高齢者いきいき活動ポイント事業について**

**(1) 現行の高齢者公共交通機関利用助成制度における本来の目的を高齢者にどのように伝えてきたのか**

現行の高齢者公共交通機関利用助成制度の目的につきましては、制度の利用案内等の中で、このチケットは高齢者——70歳以上の方に積極的に社会参加していただくためのものです、そのため、交付を受けた高齢者御本人しか使用できませんと明記し、お知らせをしております。その具体的な内容までは記載しておりませんが、本市としましては、積極的な社会参加を、交付を受けた高齢者御本人が行うということを明示することで、日常的に必要となるものを行うことが主目的になることはないと判断していただけるものとして取り扱ってきたところでございます。

**(2) 新たな事業の事業費は約6億円を上回ることだが、本当にそのように思っているのか、また、この活動に参加できる人数をどのように見ているのか**

新たなポイント事業では所得制限を設けないことから、その対象者数は現行の交通費助成の約14万人から3万人ほどふえて、約17万人となります。

また、活動への参加に関しましては、平成25年度に実施した広島市高齢者の生活実態と意識に関する調査では、70歳以上の高齢者のうち、ボランティアグループに参加している方は全体の19.1%、地域のサロンなど、趣味関係のグループへ参加している人は全体の26.8%となっております。さらに、平成27年度の70歳以上高齢者の健康診査受診率は17.8%とな

っており、地域で活動するボランティアグループは300程度、住民運営の地域交流サロンも1,000を超えていたということから考えましても、70歳以上高齢者の多くの方は、既に何らかのポイント対象となる活動をされていると考えられます。

現時点での具体的な数値をお示しすることはできませんが、以上のことと加えて、先月下旬から開始いたしました各区での説明会におきましても、会場の定員オーバーにより、急遽、追加の説明会を開催するなど、市民の皆さんとの関心が高いことからも、相当規模の事業費や参加人数が見込めるものと考えております。

### (3) 地域活動に参加できない人についてはどのようにケアしていくのか

現行の交通費助成を利用されている方であれば、外出し、地域活動に参加することは可能であると思われますので、身近な場所で介護予防や健康づくりの集いの場所を見つけていただきたり、あるいは、新たな活動を試みていただくなど、少しでも活動の機会を広げていただくことにより、これまでの活動を維持・充実していただけると考えております。

また、既存の制度と新しい制度を併存させるという移行期間を設けまして、当面、交通費助成を存続させることで、現在、支援を受けている方々への配慮を行っております。さらにより近くで、かつ、より多くの高齢者が地域活動に参加いただけるよう、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備や高齢者地域交流サロンの運営など、地域における活動の立ち上げや運営に対する人的支援・補助を行ってきているところでございまして、引き続き、活動の受け皿をふやすなどの環境整備に努めてまいりたいと考えております。

### (4) 当面、交通費助成は継続するとしているが、存続することについての考え方を聞きたい

現行の交通費助成は、高齢者の社会参加を促進することを目的としておりましたが、制度本来の目的に沿った利用がなされているかどうかを検証できないという問題があります。このため、本来の目的を変更し、事業継続を図るのではなく、むしろその目的を生かしながら、より的確かつ効果的な事業の実施方法を見出すことこそ重要であると判断し、このたび高齢者みずからが積極的に地域の活動に参加していただける新しい制度への移行を図ることにしたものでございます。

なお、交通費助成からポイント事業への移行は、段階を追って、着実かつ円滑に進めていく必要があると考えております。このため、ポイント事業の制度開始1年後と2年後に実施状況の効果測定をしており、ポイント付与をする活動団体の登録数や活動頻度、活動への参加人数、さらには受け皿の広がりぐあいなどを検証し、必要に応じて制度の見直しを行い、よりよい制度にしていきたいと考えております。

## 5 障害者スポーツの振興について

(1) <市長> 障害者スポーツの振興について本市では、平成28年3月に改定したスポーツ振興計画において、スポーツは人間性や社会の発展に必要な要素であり、スポーツをすることは人間の権利であるという理念のもと、障害の有無にかかわらず、全ての市民がさまざまなスポーツにかかわり、生きがいを感じることができるまちの実現を目指すことにしており、障害者がスポーツに親しみやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。

具体的には、障害者スポーツの国際交流大会や、スポーツ・レクリエーションフェスティバルにおける障害者スポーツ体験会を開催するとともに、区スポーツセンターに障がい者スポーツ指導員を配置し、パラリンピック実施種目の体験会などを行っております。また、障害者陸上競技大会など6種のスポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への派遣、障害者スポーツに関する指導者やボランティアの養成、各種障害者スポーツ教室の開催などに取り組んでおります。さらに、来年10月にはアジアで初となる、主に障害者が参加する国際ヨットレース「2018ハンザクラスワールド」の本市での開催が決定しております。

今後とも、こうした取り組みを通じて、障害者のスポーツ・レクリエーション行事への参加促進や障害者スポーツの競技力の向上など、さらなる障害者スポーツの振興に努めるとともに、障害者と健常者が互いに尊重し支え合う社会を築いていきたいというふうに考えております。

その他の御質問については、関係局長から答弁いたします。

(2) 障害者のスポーツセンターの利用は約9万8000人とのことだが、これは多いと考えているのか、また、資格を有する指導員は各区一、二名であるが、これを今後ふやすのかどうか

利用者の障害種別や障害程度を個別に把握しているわけではないことから、障害者の利用が多いか少ないかという評価は一概にはできません。しかしながら、介添え者を含む障害者減免の個人利用者数は、平成26年度が9万4000人、平成27年度が9万7000人、平成28年度が9万8000人となっており、近年、着実に増加しています。

また、各区スポーツセンターでは、平成26年度から職員が障がい者スポーツ指導員の資格取得を始め、着実に障害者に指導を行える環境を整えてきています。現在、障害者がスポーツを安全に行うための相談・指導については、こうした有資格者が中心となってその役割を果たしており、資格を持っていない他の職員についても、有資格者の指導のもと、日ごろから障害者への指導スキルの向上に取り組んでいるところでございます。

(3) 広島市障害者スポーツ協会と広島市スポーツ協会はどのような関係にあるのか、どのような連携を行っているのか

広島市障害者スポーツ協会は、専ら障害者を対象とし、一方、広島市スポーツ協会は広く市民全体を対象とした組織ですが、スポーツ関連組織として相互に情報共有を図りながら連携に

努めています。具体的には、スポーツ・レクリエーションフェスティバルにおける車椅子バスケットボール体験会の開催や国際交流車椅子テニス大会の支援を両協会が共同で行うなど、連携を図りながら障害者スポーツへの理解と障害者のスポーツ参加の促進に努めています。このほかにも、広島市障害者スポーツ協会が主催する各種障害者スポーツ大会には、広島市スポーツ協会の加盟団体である競技団体が審判を派遣しているほか、スポーツ推進委員がボランティアとして大会運営の補助を行うなどの協力も行っています。

**(4) 区民スポーツ大会、スポーツ・レクリエーションフェスティバルでの障害者の参加はどの程度か、それぞれの大会に障害者が参加する種目を設けるなど、仕組みをつくることはできないのか**

区民スポーツ大会及びスポーツ・レクリエーションフェスティバルにおいては、障害者の正確な参加人数を把握するような運用をしておりません。

区民スポーツ大会及びスポーツ・レクリエーションフェスティバルについては、実質的には学区体育団体の各区連合会が主体となって開催しているものであり、競技種目の設定を含め大会運営については関係者で協議の上、競技人口の普及度合いなどを踏まえて決定しています。また、大会運営は多くのボランティアの支援により行われており、種目を追加することにも課題があるのが現状ですが、議員御提案の点については、まず、オープン競技として、障害者を対象とした種目を設けることができるかどうか各区の関係者に問題提起し、その可能性を探っていきたいと思います。

#### 〈再質問〉

まず、最後に御答弁があった高齢者いきいき活動ポイントについてです。

交通費助成について具体的な内容を示してはいらっしゃらないですよね。平成5年6月8日に、資料が配付されまして、そちらの資料も確認いたしましたけども、具体的にこの内容で使ってくださいということは書かれていません。先ほどの御答弁でも、積極的な社会参加を、交付を受けた高齢者本人が使用することを明示することで日常的に必要となるものに使用することが主目的ではないと判断をしてきたと。なかなか勝手な解釈かなと、書かずにおいてこういうふうに言うのは勝手な解釈ではないかなというふうに思います。これによって本来の目的に沿った使用がされてないということをずっと言われて制度を改正しようと、いきいき活動ポイントに転換をしてきたわけです。制度を変えるというその根本が揺らぐんではないかなというふうにこの答弁を聞いてちょっと思いました。そうはいいましても、地域でもう説明会も実施されまして、それから、たくさんの方々がそこには行かれております。議会も通っておりまして、この制度を今すぐやめろということにはいきませんので、御答弁にもありましたように、しっかりと、せめて交通費助成が継続している間はしっかりと検証していただいて、私はこの交通費助成はできるだけ残していただきたいなという要望をして、これについては再質問

はいたしません。

中央市場についてです。

たくさん御答弁をいただきましたけども、不法駐車、混雑が長年の懸案であったと、課題であったというふうに御答弁をされました。そもそもあそこが出発点で入場証を出されているんだとは思うんですけども、どの程度の混雑ぶりなんですか。そこをお答えください。

それから、平和教育、財政のところ、一つお願ひをいたします。

答弁をちょっとメモしましたので、もう一回復唱させていただきますけれども、償還額に相当する金額が長期的には交付税で措置されることになる、これが退職手当債が交付税を措置されるということと同じことになるんでしょうか。退職手当債の元利償還金が交付税措置されるのかお答えください。

最後、教育について、もうちょっとお願ひいたします。

8月6日を登校日にする、もともと登校日ではないんですね。長崎市は登校日としてきちんと定めているんですが、広島市は登校日ではなくて、登校するということを教育委員会が指導してきた、促してきたということで、その定着が10年間続いてきたというふうに思っています。ですから、厳密に全部の学校が実施しているわけではありません。8月6日8時15分のこの理解度ですよね、これが定着していっているのかという答弁をいただいたときに、端的に言えば定着をしていると、数字も以前よりはぐっと伸びてきていて、大幅にポイントも上がっていると。平成25年から平和教育プログラムというものをされまして、その結果として効果が上がってきたことはもちろん認めるんですけども、高等学校で66.3%，中学校で55.7%，小学校で33%だったのがぐっと上がって7割近くなってきたわけですね。この7割程度でもこれで定着をしていると理解をされているのか。目標値を設定するものではないとおっしゃるんですけども、不可欠な要素なのに目標値は設定はしない、そういう性格のものではないということですけども、私は目標値を設定されたほうが伸びていくのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

### 〈再質問 答弁〉

(1) 退職手当債の交付税措置の観点で御質問がございました。

改めてこのところで基本的な考え方を御説明させていただきますと、まず、地方交付税の基準財政需要額には職員数に応じた標準的な退職手当の所要額が毎年度算入されております。このため、年度ごとで見ますと、実際の退職手当の額と交付税で措置される額に過不足が生じますけれども、各年度の退職手当と交付税措置との過不足を長期的にならすと必要な額は措置されるものでございます。こうした前提のもとで、年度によって交付税措置に不足が生じる場合には、一般的な資金手当の立てかえのために退職手当債を発行することができます。このことは、退職手当の支出を長期にわたって平準化することであり、そういう意味で、退職手当債の

償還額に相当する金額も交付税で措置されることになると申し上げたものでございます。3月の予算特別委員会での財政局長の答弁も、こうした考え方を御説明し、それを踏まえて退職手当債も交付税措置される旨を御答弁したものでございます。

(2) 中央市場につきまして、駐車場がどの程度混んでおってこの問題が生じているのかということでございますけども、この問題の出発点、先ほど御答弁しましたように、混雑というよりはむしろ市場を利用する目的のない者の不法駐車、それから、決められた駐車エリアを守らないことによる荷さばきへの支障、大型トラック等の路上駐車などの問題があるということで、むしろ不法駐車対策という点が大きくございまして、これはやはり安心・安全な食を提供するという市場の機能からして、やはり不法駐車は排除しなければならないと、そういった観点からこの問題点は出発しているものでございます。

(3) 先ほどのお尋ねで、まず、8月6日8時15分の正解率のお話です。

先ほど御答弁をいたしましたけども、議員のほうからも質問の中にもありました、小学校75%、中学校78%、高校76%ということで、着実に上がってはおります。ただ、先ほど御答弁申し上げたように、高い正答率ではあったものの、引き続き基本的な知識の確実な定着を目指してということで、当然、これは上を目指して引き続き努力をしてまいりますということを申し上げたものです。

それにかかわって、目標値の設定ということでございました。8月6日の8時15分、これは思いとすればぜひ知ってほしいという、きちんと子供たちにちゃんと言えるようになってほしいという思いを持っております。ただ、平和教育のプログラムは、先ほど申し上げましたが、目的として特定の事柄を記憶するという、そういう授業ではなくて、被爆の実相等の事実を捉えて、事実を通して未来を志向し、平和で持続可能な社会の形成者としての必要な知識・能力を身につけると、そういう次元で、発達段階に応じて教えていこうということでございます。したがって、その日時を丸暗記するということでやっておりませんで、このプログラムの教材の中に何度か出すことによって、プログラムを進める中で着実に身につけさせるというやり方をとっております。そういうやり方でやっているものですから、それそのものが最終目的というようなことで目標値を定めるということには、そういう性格ではないということを先ほど申し上げたものです。さらにもっと上がっていくように、しっかり平和教育のほうには取り組んでいきたいと思います。

#### 〈再再質問〉

教育長、8月6日8時15分は丸暗記させてください、全員に。当たり前ですよ、これは。丸暗記させていただきたいと思います。今後、10年後、20年後を見たときに、私は8月6日登校日を今後とも継続をしていただきたいなということを申し上げておきます。

それから、財政局長さん、この話はもうこれで終わりにしましょうかね。うそでもなければ本当でもないような答弁なんですけれども、元利償還金が交付税措置されることはないと思います。

それから、中央市場、見に行かれましたか、局長。いつ行かれましたかね。私も質問するんですから見なければいけないかなと思って、朝の4時から6時の間、ちょっと行きましたけれども、駐車場は混んではないですよね。たくさんの駐車場がありますのでかなりあいておりまし、駐車場というところに、不法な駐車じゃなくて、いっぱい、何ですか、荷物を運ぶものですとか、何か棚みたいなものが無造作に置いてあって、それで車が混雑しているという状況ではとてもなかったんですけども、ですから、結局は本来の駐車場ということではなくて、不法駐車のための経費ということではなくって、人件費のための徴収金となっているのではないかというふうに思うわけです。違法とまでは言えないというふうにおっしゃるんですけども、行政手続としてはやはり正しいものではないのではないかというふうに思います。広島市の、やっぱり市場は財産ですよね。そこに対してかかわってる団体がそこでお金もうけをするということは、やはりあってはいけないのでないかなと思います。ぜひ、一旦は広島市にお金を入れていただいて、それからそれを活用するというやり方。今後、市場を建てかえていくんであれば、これをずっとためていって、そういう基金にするとかそういうこともできるのではないかというふうに思います。これを先ほどはっきりといつまで続けるとはおっしゃいませんでしたので、いつまで続けられるのかお答えください。そのお答えをいただいて終わりたいと思います。

#### **〈冉冉質問 答弁〉**

本市の業務委託は、先ほど申し上げましたように、長年の課題の改善策の一つでございまして、連合会の取り組みは本市からの業務の委託を契機に、みずからが主体的に始められたものであることであり、また、今まで申し上げたとおり、何ら問題があるものでございませんので、引き続き、今後とも取り組んでいきたいと思います。